

産業廃棄物処理計画書

令和7年5月23日

広島市長 殿

提出者

住所 広島市中区国泰寺二丁目2番28号

氏名 西松建設株式会社中国支店

支店長 大木 洋平

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 082-247-9298

広島県生活環境の保全等に関する条例第85条第1項の規定により、令和7年度の産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	西松建設株式会社中国支店
事業場の所在地	広島市中区国泰寺二丁目2番28号
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	D06 総合工事業
②事業の規模	931,130万円（令和5年度 完成工事高）
③従業員数	60人（令和6年3月末 時点）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別添1 処理工程図のとおり

条例別紙1

(条例-産業廃棄物処理計画書)

現状：前年度（令和6年度）実績量
 計画：今年度（令和7年度）計画量

単位：トン／年

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項	
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻										
汚泥	73.7	66.33								
廃油										
廃酸										
廃アルカリ										
廃プラスチック類	15.75	14.18								
紙くず	0.9	0.81								
木くず	6.66	5.99								
繊維くず										
動植物性残さ										
動物系固形不要物										
ゴムくず										
金属くず	0.23	0.21								
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず										
鋳さい										
がれき類	717.88	646.09								
動物のふん尿										
動物の死体										
ばいじん										
建設混合廃棄物	5.59	5.03								
合計	820.71	738.64	0	0	0	0	0	0	0	0

※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

条例別紙1
(条例-産業廃棄物処理計画書)

単位:トン/年

産業廃棄物の種類	処理委託に関する事項									
	全処理委託量		優良認定処理業者への 処理委託量		再生利用業者への 処理委託量		認定熱回収業者への 処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収 を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻										
汚泥	73.7	66.33	73.7	66.33	73.7	66.33	0	0	0	0
廃油										
廃酸										
廃アルカリ										
廃プラスチック類	15.75	14.18	0	0	15.75	14.18	0	0	0	0
紙くず	0.9	0.81	0	0	0.9	0.81	0	0	0	0
木くず	6.66	5.99	0	0	6.66	5.99	0	0	0	0
繊維くず										
動植物性残さ										
動物系固形不要物										
ゴムくず										
金属くず	0.23	0.21	0	0	0.23	0.21	0	0	0	0
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず										
鋳さい										
がれき類	717.88	646.09	0	0	717.88	646.09	0	0	0	0
動物のふん尿										
動物の死体										
ばいじん										
建設混合廃棄物	5.59	5.03	0	0	5.59	5.03	0	0	0	0
合計	820.71	738.64	73.7	66.33	820.71	738.64	0	0	0	0

条例別紙2(条例-産業廃棄物処理計画書)

【参考様式】

記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したものでも提出可能です。

1 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制図等)

別添2 管理体制図のとおり

2 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<ul style="list-style-type: none">・リサイクル率の高い処理業者を選定して委託。・梱包材の削減。
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<ul style="list-style-type: none">・簡易梱包等廃棄物の要因となる梱包材の減量化を図る。・施工方法の検討による廃棄物の削減。・現場にて可能な限り分別を行い、混合廃棄物を出さない。

3 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状 (分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	・コンクリートがら、その他のがれき類、石膏ボード、木くず、金属くず、廃プラスチック、ガラスくず等、紙くずは分別する。
②計画 (今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	・分別前の建設混合廃棄物は、一旦「?ボックス」に投入し、随時再分別を行い、混合廃棄物を極力少なくする。

4 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	・実施していない。
②計画 (今後実施する予定の取組)	・実施予定なし。

5 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	・実施予定なし。
②計画 (今後実施する予定の取組)	・実施予定なし。

6 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	・実施していない。
②計画 (今後実施する予定の取組)	・実施予定なし。

7 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	・「産業廃棄物委託処理基準」に則り、委託業者を選定し、処理施設を点検し、書面による委託契約を締結している。 ・新規取引業者は、事前に処理施設を確認したうえで、委託契約を締結する。
②計画 (今後実施する予定の取組)	・可能な限り「優良認定処理業者」を選定し、適切な処理に努める。 ・電子マニフェスト対応業者を最優先に選定し、紙マニフェスト利用原則ゼロを目指す。

別添 1 処理工程図

建設工事(解体工事を含む)により生じる産業廃棄物は、許可を受けた収集運搬業者、処分業者に処理を委託する。

- ・ 汚泥 ⇒ リサイクル率の高い処理業者に委託
- ・ 廃プラスチック類 ⇒ 再生処理業者に委託し、破碎し再資源化、サーマルリサイクルにて再資源化
- ・ 金属くず ⇒ 分別し可能な限り有価物として処理
- ・ 紙くず ⇒ 古紙業者、再生処理業者に委託し、再生紙、サーマルリサイクルとして再資源化
- ・ 木くず ⇒ 再生処理業者に委託しチップ化し製紙用、燃料用として再資源化
- ・ ガラスくずコンクリートくず及び陶磁器くず ⇒ 再生処理業者に委託して破碎、再生材として再資源化
- ・ がれき類 ⇒ 再生処理業者に委託して再生砕石、再生骨材として再資源化

別添2 管理体制図

